Akita University

秋　田　大　学
教養基礎教育研究年報
33 － 43　（2016）

小学校教員養成課程の教育システムに関する今日的課題
― 音楽科教育に関わる政策と学生の実態から ―

石　原　慎　司

Current problems about the education system of elementary school teacher training course
: From university students realities and state policy on the school music education

Shinji ISHIHARA

はじめに

今日の音楽科教育に関わる学術界の喫緊の大きな課題は，音楽科教育でどのような「学力」が養成されるのか，されてきたのか，という趣旨のものである[1)]。これは毎回の学習指導要領改訂に向けて繰り返し教科存続に関わる論議が生じ，その危機意識が周期的に生じることによるものである。現在では国際学力調査の比較によって一喜一憂するような風潮からその傾向にさらに拍車がかかっており，国の科学研究費を使っての研究が行われるなど（小川 2009 など），音楽科教育関係者の懸命な注力度合いが窺い知れる。その結果，主に音楽科が果たしてきた「現在」及び「過去」の「学力」に関わる証明作業が主たる関心事となっている面がある。しかし，後述するが，実際には早急に対応しなければならない「将来」に関わる差し迫った課題が国家政策としても発布されており，国は音楽科教育に関する内容を含んだ方針を複数打ち出してもいるのである。これは教員養成課程を有する大学には当然関わってくるものなのであり，早急にこの問題に対して検討を開始すべき社会的責務があるであろう。

もっとも，将来の我が国に関わる研究は当然大学が率先して行うべきものであると同時に，大学もまた中等教育に続くひとつの「教育機関」なのであって，殊に教員養成大学はそこから初等・中等教育の教員が巣立っていき，すぐさま教育現場に影響を与えうる場なのであるから，国の方針がどうあれ「将来」を見据えた教育や研究を意識し，努力していく必要がある。しかしながら，国が推進しようとしている音楽科教育に関わる政策等にどのように対応できるのかについて考えたとき，教員養成課程の学生の実態と現行の教員養成課程の教育システムでは十全に機能できない部分があるように思われる。時代の変化があまりにも急速であるため，考慮しなければならない要素が多々生じており，それに大学教育のシステムがついていけていない面があるのではないか。教育工学上の流れに問題があれば，国や地域に差し迫った喫緊の必要に十全に応えられない。そこで本論では，音楽科教育分野に絞って，将来の我が国を見据えた政策の実現に関して，小学校教員養成のシステム，及び，学生の実態に基づいて大学の教育システムの何が課題であるのかについて明らかにするとともに，現在の枠内でも何が出来るのかについて考察しようと思う。

1　音楽科教育に関わる国の方針について

学校の音楽科教育に関わる現在進められている国の政策・施策は複数あるが，そのいずれもが今日の社会の変化に対応しようとしているものである。具体例は学生を取り巻く文化環境に含めて第２章で述べるが，複数の政策がこの点にベクトルを向けてそれに対応するために打ち出されているのである。コミュニケーション教育や国際理解教育，道徳教育，愛国心や伝統文化・自文化に関わ

Akita University

る教育などがそういったものに入るであろう。実は音楽科教育は上記の全ての教育分野と関連性を有しているため，それらに関して発令された複数の政策の中には音楽科教育に対して直接的な言及が含まれていたりするのである。目指す方向性を閣議決定等で政策的に示したものから，法令や施策など，具体化されたものまでレベルは様々なのであるが，まずは以下のものを確認してみよう。

①文化芸術振興基本法（平成 13 年 法律第 148 号）に対する衆議院文教科学委員会の附帯決議

政府及び関係者は，本法の施行に当たっては，次の事項について特段の配慮をすべきである。

6　我が国独自の音楽である古典邦楽が，来年度から学校教育に取り入れられることにかんがみ，**古典邦楽教育の充実**について配慮すること。

7　**小中学校**における芸術に関する教科の授業時数が削減されている事態にかんがみ，児童期の**芸術教育の充実**に配慮すること。

②閣議決定「文化芸術の振興に関する基本的な方針―文化芸術資源で未来をつくる―」（第 4 次基本方針 平成 27 年 5 月 22 日）

8　国民の文化芸術活動の充実

⑷　**学校教育における文化芸術活動の充実**

学校教育における文化芸術活動の充実を図るため，次の施策を講ずる。

・**初等中等教育から高等教育まで**を通じて，歴史，伝統，文化に対する理解を深め，尊重する態度や，**文化芸術を愛好する心情などを涵養し**，豊かな心と感性を持った人間を育てる。
・**様々な学習機会**を活用し，文化芸術に関する体験学習などの**文化芸術に関する教育**や優れた文化芸術の鑑賞機会の充実を図る。
・子供たちに対する**文化芸術の指導を行う教員の資質の向上を図る**…
・**授業において，和楽器を用いたり，長い間親しまれてきた唱歌，わらべうた，民謡など日本のうたを取り上げたりするなど，我が国の伝統的な音楽に関する教育が適切に実施されるように配慮する**。

以上のように，国の政策等にある文言からは，音楽科教育をより充実させる方向を指し示していることがわかる。実施主体となる場について，①では「小中学校」と具体的に述べられている。②では「初等中等教育から高等教育までを通じて」とあり，大学をも含んで述べられている。

音楽科教育を充実させる具体的内容についてであるが，①については，「古典邦楽教育」「芸術教育」と記載されている。前者は特に音楽科の内容である。そして，後者は時数が削減された芸術関連教科全般についての言及であるから，音楽科教育の具体的内容としては，邦楽に限らず全体的なものとして理解すべきであろう。②では，「文化芸術に関する教育」と広い範囲で述べている部分もあるが，「授業」において「和楽器」「唱歌，わらべうた，民謡」などが具体的に示され，「我が国の伝統的な音楽」の充実が謳われている。

これらは各学校で推進したい教育内容の説明であったが，②の中には「文化芸術の指導を行う教員の資質の向上を図る」とも記載されており，「教員」への教育についても言及されているのである。この点に関連して，内閣総理大臣が開催している教育再生実行会議では次のような提言がなされた。

③教育再生実行会議「教育立国実現のための教育投資・教育財源の在り方について」（第八次提言 平成 27 年 7 月 8 日）

…これからの時代に求められる資質･能力を『真の学ぶ力』と捉え，それを培うための教育内容・方法の革新を実現し，**初等中等教育，大学入学者選抜，大学教育の一体的な改革**を成し遂げることが必要…。

これは音楽科教育に直接言及したものではないが，初等教育から大学教育までの「一体的な改革」が示されたもので，「予測不可能な変化にも対応できる力を備え，新しい知・価値を創造する高度人材を輩出していくこと」がこの改革の必要な理由として説明されている。つまり，「将来」の我が国の必要を俯瞰し，全ての段階の学校教育を再検討し，改善を図るというものであろう。これは②で「高等教育」でも「文化芸術を愛好する心情を涵養」することが企図されていることと同時並行の政策であり，「一体的」な範疇に入ってくるようにも思われる。従って，初等中等教育校で行

Akita University

う①②の具体的内容については，特に教員養成課程を有する大学ではそれらの学校で実現可能な方策について研究し，教育に取り入れていく努力が必要である。そして，「教員の資質の向上」も②で示され，さらに，③では大学を含む日本の教育全体を見直すというかなり大きな内容が示されているわけであるから，各地域の教員養成課程を有する大学は「教員養成」の中身についてもどのようなことが出来るのかについて検討する必要にも迫られているのである。

ではこの点を検討するに当たり，教員養成課程の学生がどのような実態であるのかをまず確認しておこう。この点を把握すれば，教員養成課程で何を教育すべきなのか，何が課題なのかが見えてくるであろう。

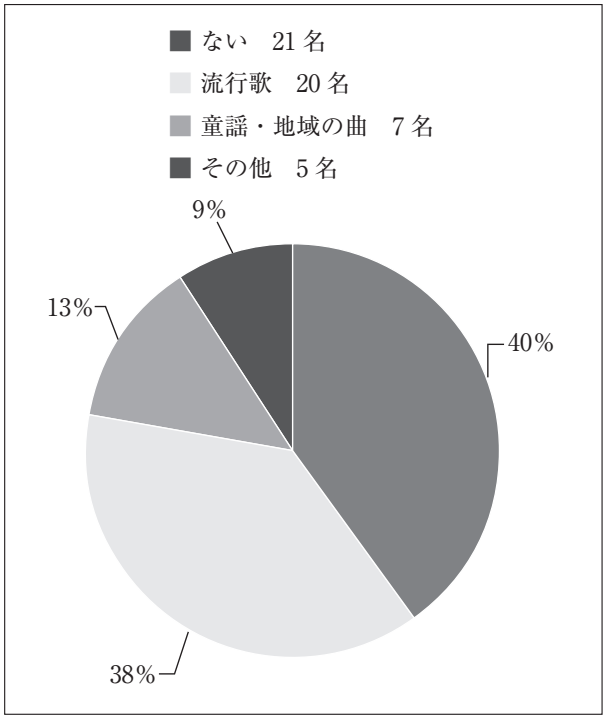
2　小学校教員を目指す今日の学生の課題

2.1 「歌い継ぎたい歌」が「ない」

政策等で示された音楽科教育の関連事項に対応できる教員を養成できるのかについて，本論では秋田大学教育文化学部で小学校の教員免許に必修の筆者担当の授業科目「初等音楽科教育学」を履修している学生 53 人に質問紙票調査を行い，彼らを取り巻く音楽文化に関わる実態について調査した。各大学での状況はそれぞれ異なるものがあるはずであるが，今日特有の現象からくる学生の実態には全国的な共通点もあるだろう。母数の限られた調査であるが，秋田大学としては絶対的な数値なのであり，これを基に教員養成課程における今日の課題を考察しようと思う。

さて，前章で見た政策等の中で言及されている音楽科教育の具体的内容には，「古典邦楽教育」「和楽器」「唱歌，わらべうた，民謡など日本のうた」があり，全て自文化に関わるものであった。この中でも「唱歌」等，日本の歌の名作ばかりが含まれている「歌唱共通教材」は，前の学習指導要領では小学校で削減，中学校で全廃されていたのであるが，現行の学習指導要領でその方針を改めた理由について文部科学省（2008 p.5）は，「我が国のよき音楽文化を世代を超えて受け継がれるようにする」ためと述べているのである。つまり，今日的な必要があって敢えて「歌唱共通教材」は復活させられたわけであり，この方面の教育は政策の一部なのである。では「我が国のよき音楽文化」

表 1　子や孫に歌い継ぎたい歌



である「日本のうた」を「受け継ぐ」，つまり，大人や教員側から言えば「歌い継ぐ」，という学校教育が取り組むべき方向性に対して学生はどのような実態を表すのであろうか。**表 1** を参照したい。

「あなたに子や孫ができたら，どんな曲を歌い継ぎたいですか。なければ『ない』と答えて下さい」の回答結果である。唱歌や童謡を含む日本のうたを共通教材として復活させた理由はいわば「歌い継ぐ」ことを目的としていた。そして，「《ふるさと》の合唱が東日本大震災で被災された人々を勇気づけたことは記憶に新しい」わけだが（津田 2014 p.49），東北地方に在する秋田大学の学生にとって，そのような歌も含めて「歌い継ぎたい歌」が「ない」と答えた者が 40％にも達したのである。また，「流行歌」を回答した学生が 38％であり，結局，合計 78％，８割近くの学生は歌に関する日本の伝統を伝承する考えがない状態にあるといえる。因みに，「ない」の回答方法は，選択肢に○を付けるものではなく，「ない」とその言葉を直接記入したものである。つまり，どのような歌であれ，それらを「伝承」していく意思が「ない」ことを明らかに示したものなのである。もし，この意識を有したまま教師になれば，歌を積極的に伝えようという意思がないわけであるから，「日本のうた」

Akita University

の伝承に力を入れて行こうとする国の方針は十分に理解されず，教材選択で積極的に取り入れていこうという動機付けが得られない状態となることが強く予想される。そして，共通教材で定められた最低限度の歌を授業で取り扱ったとしても，そもそも「伝承」という意思がないわけであるから，教育効果の面でも大いに問題があろう。この点が強く窺われるものとして**表 2** を参照したい。

「歌い継ぎたい歌」が「ない」と回答した場合，任意でその理由を書いて貰ったものである。内容の傾向としては，「歌い継ぐ」という本来自然で文化的な伝承行為を「**押しつけ**」という感覚・理解で捉えるようになってきたことが**表 2** の最初のコメントから窺われる。この感覚の背景については，石原（2010）がかつて指摘していた「個別視聴の音楽受容文化」からくる影響があるものと思われる。２つ目以降の回答には以下のような言葉があった。

「自分で選べばいい」

「いろんな価値観がある」

「歌や曲の感性は人それぞれだから」他

今日の若者でも童謡や唱歌等の日本の歌をある程度は受け継いでいるはずなのであるが（鈴木・伊藤 2001，笠井・久原 2010 など），それが文化的継承物であるとの認識がなく，他の流行歌と同様に捉えている部分があるのかもしれない。それはそれで明治以降の西洋音楽の受容を通り越し消化しきった姿との解釈もできるが，歌唱共通教材にあるような歌は今や「自文化」といえるものなのであり（石原 2010），我が国の文化を維持する上で非常に大きな課題があると言わざるを得ない。なお，秋田大学学生への調査は回答者の母数が少ないとはいえ，全国的にも同様の結果が出るものと推察される。なぜなら，石原（2014）が平成 25 年に九州某地区の私立幼稚園協会の教員研修会の参加教員全員に一斉調査した際，前述と同じ質問に回答した若手幼稚園教諭が近似値の回答結果を示しており[2)]，東北地方と九州地方の若い人に同様の傾向が顕れていたからである。

では次に学生たちの「個別化」を過度に意識し，尊重するような態度，感覚を生じさせている環境がどのようなものなのかについて，引き続き次節で調査結果から明らかにしたい。

2.2　今日の学生を取り巻く個別化要因

「個別視聴の音楽受容文化」の影響から「歌い継ぐ」という感覚が希薄になっていると思われる学生の姿を前節で確認したわけであるが，彼らの環境構成要素のひとつとしてまず**表 3** を参照しよう。

表 2　歌い継ぎたい歌が「ない」理由（回答は任意、「ない」と答えた 21 人中 16 人が回答）

子どもや孫が出会った音楽に関心を持てばいいと思うし、こちらから歌いつぐべきものと押しつけるのも申し訳ない気がする。
自分の好きな音楽は自分で選べばいいと思うので、歌い継ぐまではいらないと思うから。
自分でいろいろな曲を聴き、ふれて、いろんな価値観があるということを自分から分かってほしいから。
自由に好きになったものを聴いて欲しいから。
好きな曲はその人の自由なので、歌い継ぐ必要を感じない。
子や孫の時代に、本人が好きだな、いいな、と思った歌をきいたら良いと思うから。
自分が気に入った曲を見つけてほしい。グループ、ジャンルにとらわれてほしくない。
歌や曲の感性は人それぞれだから。
自分たちで好きな曲を見つけてほしいから。
自分が良いと思ったものを聞けば良いと思うから。
いろいろな分野にふれてもらいたい。
時代によって音楽の流行は移り変わっていくから。
時代ごとに良いと感じる曲は変化すると思うから。
そのときの流行があると思う。
興味がない。
重要だと思ったことがないため。

Akita University

複数回答可なのであるが，聴取媒体の筆頭は「モバイル通信機器」で 53 名中の 31 人で 58%。これに続いて「携帯オーディオプレーヤー」が 20 人で 38%，「パソコン」が 13 人で 25%。つまり，上位３つの聴取媒体が「個別視聴」となる機器なのであった。「オーディオ機器」で聴取する学生はわずか８名で 15%。これは CD ラジカセやカーオーディオも含んだ値である。つまり，居間にあるような家族全員にも聴こえるようなオーディオセットなどで聴取している者は今や希少な存在となっており，９割方の学生は「個別視聴」となる機器でのみ利用しているという実態なのである。なお，使用場所別の全国的な傾向は，屋内がパソコンで，屋外はデジタル携帯オーディオプレーヤーがそれぞれ筆頭で，どこにいても個別視聴なのである（日本レコード協会 2013)。

さて，以上の聴取媒体で学生たちはどのような音楽を聴いているのであろうか，次に**表 4** を見てみよう。予想できる結果ではあるが，72% の学生が好きな音楽ジャンルとして流行歌の範疇に入るものを回答した[3)]。この値から，「歌い継ぎたい歌」が「ない」と回答した学生の割合と拮抗していた**表 1** の「流行歌」の値 38% を差し引くと，残りの約 34％の学生の中には，少なくとも「好きな音楽ジャンル」があるにも関わらず，「歌い継ぐ」ことに対しては消極的な考えの人が含まれていることが考えられる。そうなると，歌が嫌い，無関心ではないのに彼らをそのような態度とならせたその他の要因が存在していることが明らかになるわけで，前述の「個別視聴」に関わる文化的影響が要因と考えていることと整合性がある。さらにこの点を補足するものが**表 5** である。

CD の購入やレンタルと同率で，７割近くの学生が，音楽の入手先としてインターネットや携帯電話を経由した各種ダウンロードであると回答している。全年齢層を含む全国的なデータもあるが（日本レコード協会 2014 p.15)，「インターネット上から無料の音源をダウンロードする」人の割合が 2012 年には 22.9% だったが，2013 年では 29.7% となっており，「個別」のダウンロードがもはや主要な音楽入手経路のひとつとして確立されているようである。

以上のように，音楽の視聴機器や入手経路が個別化してきたということなのであるが，さらに，

表 3　学生の音楽聴取媒体（複数回答可）

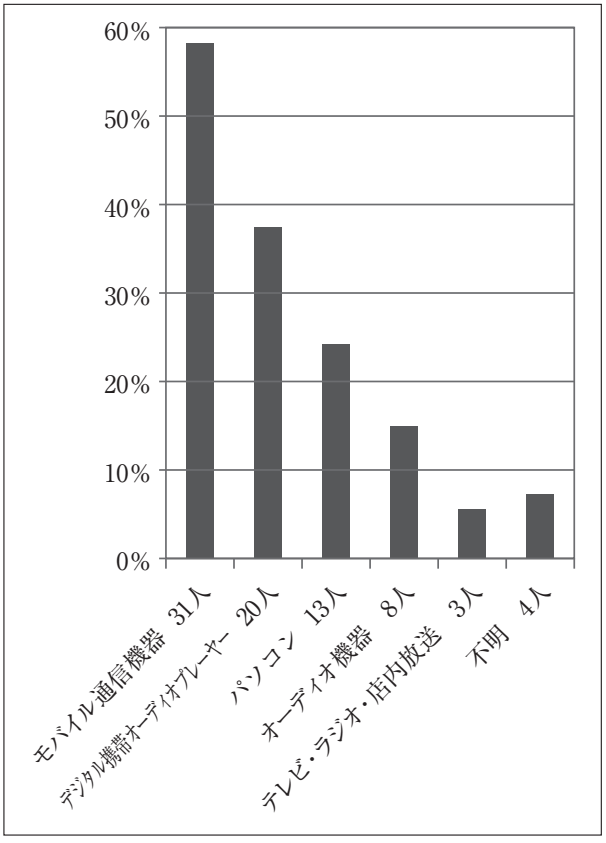
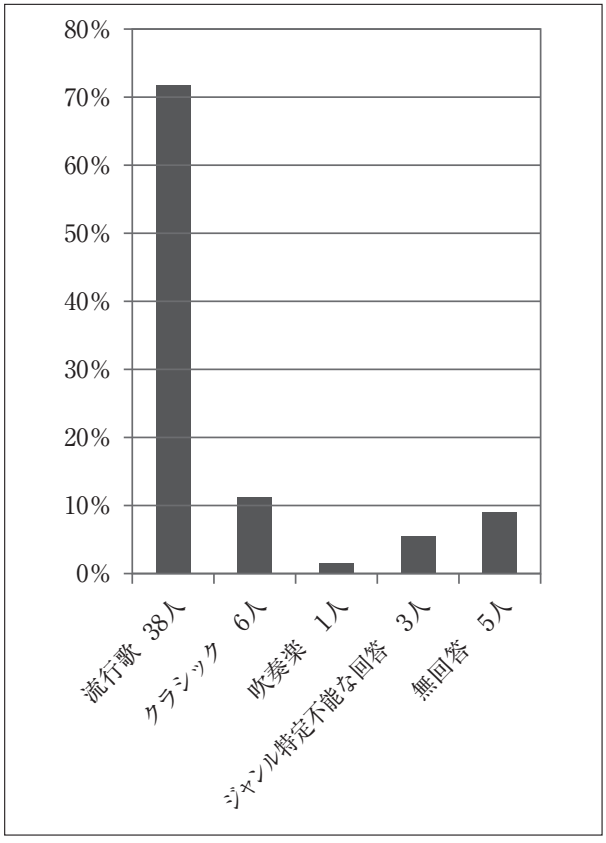
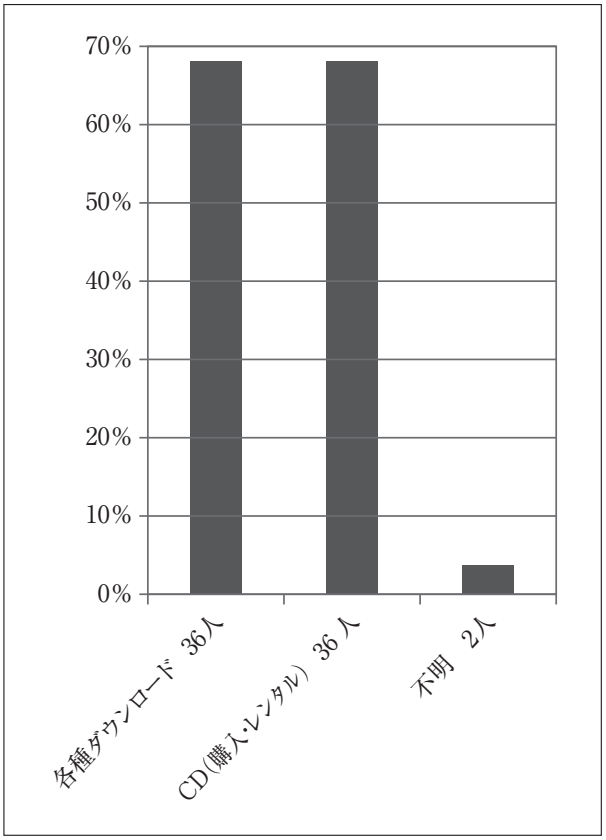


表 4　好きな音楽ジャンル



Akita University

表５　音楽の入手先（複数回答可）



これらのことに加え，作曲作品，つまり，歌自身も個別化しているのである。この姿を作曲家の故團伊玖磨（1997 p.175-176）は 20 年も前にこのように分析していた。

> ほぼ昭和 40 年を境として，日本の音楽は「拡散期」に入ります。拡散期とは，「音楽が共通の体験でなくなり，さまざまに分化した音楽がさまざまに分化した聞き手に享受される時期」ということです。その大きな里程標は，ヘッドフォン・ステレオの登場（昭和 54 年）でした。それは「一家に一台」だったステレオ機器やテレビが「若者に一台」になり，限りなく「個」へと分化した果ての姿です。･･･（中略）･･･大衆音楽についていえば，かつてのような国民的大ヒットなど最初から狙わず，細分化された分野をマニアックに掘り進めるという姿勢でしょう。

團の分析時点と比べれば，今日ではインターネットの普及が飛躍的に進み，それにともなうダウンロードという行為も日常化して「個別化」に拍車が掛かった状態になっている。そしてさらに音楽以外の分野では核家族化や夫婦共働き化など，多くの個別化要因があるが，それだけ多くの場面で個別化が共振現象化して急速に進行し，日本の社会や文化的な構造に急激な変化をもたらしているように思われる。次節ではこの点について確認できるデータを参照しよう。

2.3 「個別化」の中での「つながり」への欲求

「個別受容の音楽視聴文化」の浸透が学生の「歌い継ぐ」意識・感覚を希薄化させていることを前節で窺い知ることができ，文化伝承の人的経路としては要警戒水準に達していよう。それで，この節ではその「個別化」がどのような規模の文化的・社会的現象で，それをどのように受け止めたらよいのか，本質的に我々は何を望んでいるのかについて考察したいと思う。

さて，社会や文化の広範囲に目を向ければ，学生や若者だけでなく，日本全体にわたって「個別化」はかなり進んでいる。これに対応すべく第 1 章で参照したもの以外の様々な政策や施策が発令されており，それらの設定理由や目的を見れば国が有する危機意識と問題の深刻さを理解できよう。とはいえ，国全体に顕れている「個別化」現象がどの程度の規模で我々の身近に顕れているものなのかについては想像しにくいかもしれない。データ上から感覚的に捉えやすい以下の 2 つの調査の例を参照しよう。社会や文化の急速で深く浸透している変化の度合いを物語っている。

①「テレビよりインターネット動画の方が面白い」
16~19 歳　2010 年＝ 48%，2015 年＝ 66%
全年齢　　2010 年＝ 19%，2015 年＝ 27%
（NHK 放送文化研究所 2015b）
②「葬儀を手伝った人」
近所の人　1993 年＝ 45.8%，2010 年＝ 17.8%
職場の同僚 1993 年＝ 27.3%，2010 年＝ 9.8%
業者まかせ 1993 年＝ 7.7%，2010 年＝ 54.0%
（くらしの友 2010）

①は共同視聴しやすい機器から主に個別視聴される機器へと視聴媒体が変化しているデータであるが，世代間に顕れる傾向としては，若者が圧倒的にインターネットの視聴なのであり，この傾向

Akita University

を示す日本人の割合が今後年次進行で増えていくものと思われる。世代間での大きな違いが生じている要因は，恐らくCMに支えられているテレビの仕組みにあるものと思われる。CMによる広告宣伝費を得なければならないテレビ局としては，人口層の厚い世代に向けた番組制作に力を注ぐことになり，少子化した若者世代に向けた番組が限られたものになる。彼らにとって面白くない番組の割合が多くなることにより，自ら面白いと思えるものを個別に選択できるインターネットの動画や番組の方に需要が向かうのは当然の流れなのである。

②のデータは最も身近な人間関係が「変化」した，というか「なくなった」と言った方が適切かもしれない。近所の人，職場の同僚は昔と変わらず身近にいるにも関わらず，その関係が希薄になっているわけである。①は個人の選択によって個別化しているところもあるわけだが，②は社会的，文化的な枠組みの変化というより大きな構造の中で生じている個々の分断現象であり，個人的な選択でそれが防げるようなものではないであろう。個の周りに多くの人々が存在しながらも，実際のところはかなり個別化しており，人によっては孤立していたり孤独な状態になっているであろう。

なお，以上のような個別化現象は人々が望んでいるような態様とは必ずしもいえず，むしろ人は人とつながりや絆を本質的には欲しているように思われる。この点が窺われるデータとして，「国内のライヴ公演回数と入場者数」の調査結果を見てみたい（経済産業省 2012）。2002年の公演回数は46,254回で，2011年は47,256回であるから，人々が集うライヴは回数的には2.2%微増し活発になっている。しかし注目すべきはそれだけではなく，前者の観客動員数が2,298万人であったのに対し，後者は2,630万人となっており，14.5%も増加したことである。この増加率は大きく，「個別視聴の音楽受容文化」が進展している中にあって，それとは逆説的な現象となっているからである。個別視聴によって全国的に幅広い層から支持される歌手やグループといったものがかなり少なくなっている状況下にあって，この動員数は「意味」のある数値といえる。つまり，これは個別視聴だけでは満足できないユーザーの需要の存在が顕れているものと解釈できよう。しかし皮肉にも今日のライヴやコンサートはインターネットの「オフ会」[4)]の役割があるとの指摘がある（今井 2010）。文化的な枠組みとしては，個別視聴文化の延長線上に生じた「絆」を求める人々の姿であるともいえよう。人間の本質として，「共時共通体験」のリアルな活動は「つながり」を持ちたいという人間の当然の欲求からくるものであり，「生きる」という意味において必要なものであろう。従って，個別化が際限なく進行することは決して自ら望んでそのような状態になったものではないであろう。人間社会としての必要な仕組みを考え構築するのは個人の努力の範疇にはなく，国や教育で検討し対応策を講じていく必要があるといえる。それゆえに諸政策が打ち出されてもおり，高等教育機関，特に教員養成課程においては検討し対応していく必要性が高いといえる。

3　小学校教員養成課程の課題

ここまでで考察したことをもとに，大学の教員養成課程は小学校教員の養成において音楽科教育に関する政策等で示された教育内容を行い得るのかについて考察したい。

文化芸術振興基本法に対する衆議院文教科学委員会の附帯決議では「古典邦楽教育の充実について配慮」，「小中学校における芸術に関する教科の授業時数が削減されている事態にかんがみ，児童期の芸術教育の充実に配慮」とされており，義務教育校の限られた授業時間内でもより「充実」した教育が実施できるようにしなければならないのである。そして，閣議決定「文化芸術の振興に関する基本的な方針―文化芸術資源で未来をつくる―」では，「初等中等教育から高等教育」で「歴史，伝統，文化に対する理解を深め，尊重する態度」を育て，「文化芸術を愛好する心情などを涵養し，豊かな心と感性を持った人間を育てる」ことになっている。音楽科教育の中でも，比較的「伝統」的な要素のあるものを中心に言及され，その教育を期待しているものである。この「教育」には「高等教育」も含まれており，どこでそれを行うのかについて各大学では教育課程や開設科目を再検討することができよう。また，この閣議決定には，「子供たちに対する文化芸術の指導を行う教員の資質の向上を図る」とも記載され，教員養

Akita University

成や教員研修に関わる内容が示されているのである。そして，どのような具体的分野の資質向上なのかといえば，「授業において，和楽器を用いたり，長い間親しまれてきた唱歌，わらべうた，民謡など日本のうたを取り上げたりするなど，我が国の伝統的な音楽に関する教育が適切に実施」となっており，伝統文化の継承に関わる教育を強力に推し進めるものと見て取れよう。では，この音楽科教育に関わる内容を大学の教員養成課程の教育課程のどこに盛り込むことができるのであろうか。小学校教諭の教員免許状を取得するための教員養成課程における教育システムについて，教員免許法上の規定をもとに確認してみよう。

教育職員免許法執行規則第３条及び第６条によれば，小学校教諭１種免許状の授与を受ける場合には，「教科に関する科目」と「指導法に関する科目」をそれぞれ１科目のみ修得すればよい規定となっている。音楽科に関わる「教科に関する科目」は多くの大学ではピアノの実技（弾き歌い含む）を行っている。秋田大学は「ピアノ基礎奏法」という科目名なのであるが，科目の内容をピアノとしているのは，教員免許法上の規定にないものの，各県の教員採用試験でピアノ演奏が必ず課されているため，教員養成課程のある大学ではどこでもこの内容を扱っているためである。ピアノ以外の内容を部分的に含めることも可能かもしれないが，一定水準のピアノ演奏技術の習得には１年でも足らないくらいであるから，ピアノのレッスンを科目内容とした場合には他の内容を含めることが出来ないのが普通である。ただ，ピアノの学習経験が既にあることを履修条件にすれば，ピアノ以外の内容を持つ音楽科の「教科に関する科目」の設定は可能であり，秋田大学の場合は「初等音楽」という科目を平成 28 年度から開講する。しかし，これを選択できる学生は限られ，その他の多くの学生の教育に資することはできない。

次に「指導法に関する科目」についてであるが，これは前述の通り音楽科の教科教育法を内容とするもので，秋田大学では「初等音楽科教育学」として開講している。この科目は学習指導要領の内容を「包括的に含む」ことが法的に規定されており，表現と鑑賞領域の全ての分野の各学年の指導法を幅広く扱う必要がある。これを 15 回の講義で行い，それだけで学生を教育現場に送り出すという，かなり詰め込んだ，あるいは，不十分な教育内容とならざるを得ないのが現状である。他の教科でも同じかもしれないが，音楽科の場合は「教科に関する科目」の内容はピアノだけでほぼ終わってしまうので，他教科以上に余裕はないといえる。

さて，教員免許法的には以上のような教育課程，科目内容とならざるを得ないわけであるが，ここに「歌い継ぐ」意識が希薄で，個別化が進んだ社会が当たり前となってきた学生に対し，次のような課題も浮上してこよう。

「童謡・唱歌・民謡・和楽器などの教育，つまり，文化の「伝承」をしていくための意識改革や動機付けをどのようにして教員養成課程で教育できるのか」。

この点を教員養成課程で検討する必要があることについては，教員免許法上に関連規定がある。

> 第６条３　大学は，第一項に規定する各科目の開設に当たっては，各科目の内容の整合性及び連続性を確保するとともに，**効果的な教育方法を確保**するように努めなければならない。

「効果的な教育方法を確保」，これが規定されているわけであるが，ではいったい教員養成課程の教育課程のどこでこの点に関する教育が行えるのであろうか。既に述べたように，教員免許法上の音楽科に関する２つの科目の中で扱いきれるものではない。この種の教育は時間を要するからである。ひとつは，童謡・唱歌を含む日本の伝統的な音楽に関する知識や演奏技能である。そして，もうひとつは自文化衰退への危機意識であったり，自らが「伝承者」になることへの認識や動機付けに関する教育である。どちらも包括的な内容を扱わねばならない教科教育法の授業内で教育しきれるものではないと思われる。前者で教育すべき内容には「和楽器」に関するものが含まれていたが，これひとつでも演奏技術に関しては秋田大学で指導の場や時間が一切ない。中学校音楽科の免許を取得する学生用に開講されている授業内でのみ，短時間の指導が行われているだけである。そもそも数十人の学生が使える和楽器の数も指導者もなく，今後の国立大学への予算はさらに削減さ

Akita University

れていくわけであるから，現状の見通しとしてこの状況は全く変わらないであろう。その他，意識や動機付けに関する教育についてであるが，これに関する内容が第１章で示した閣議決定の内容にあり，教員養成課程だけでなく，その他一般の大学等においても推進していくことが求められている。このような記載であった。

「初等中等教育から高等教育までを通じて，歴史，伝統，文化に対する理解を深め…」

このように，「理解を深め」る教育は大学教育の中で今後行っていくべき内容に含められるものである。まして教員養成課程であれば，音楽文化の教育は伝承と同義なのであり，教師は伝承者に該当するわけであるから，このことに関する教育が確実に行われることが今日において特に必要であると思われる。この教育内容は現在の教育課程内においては一般教養科目内で設定するしかないかもしれない。可能であれば，教員免許法を改正して，音楽科教育に関する「教科に関する科目」を最低１科目から２科目必修に改正するという方法もあろう。そうすれば法的根拠を得て新たな科目開設がしやすくなるが，ただ，和楽器の指導を取り入れる場合，多くの大学は非常勤講師に依頼しており，小学校免許を取得する学生全員に対してこれに関する授業を行う場合は，楽器を多数購入するかレンタル楽器を借り受ける必要が生じる。加えて，小学校教員の養成だけを行う課程で学生数が少ない場合は音楽科教育の専任教員がいない場合がある。中等教育音楽科の一種免許状が取得できる大学であれば，最低３人の専任教員がいるが，それでも専門分野が限定的であり，必ずしも文化的な理解を深められるスタッフが含まれているとは限らない。いずれにしても経費が増えることが予想されるため，国は政策や法律等を発布するのと並行して，それが可能となるような予算上の道筋を制度変更も含めて検討していく必要があろう。また，何らかの科目を開設したとしても，多数の選択肢の中のひとつに過ぎないのであれば，多くの学生の教育に資することができないわけで，各大学の教育課程の工夫や履修指導など，きめ細かい計画や対応も併せて必要となろう。

結

国の方針ながらも故河合隼雄文化庁長官（当時）は文化庁で『親子で歌いつごう日本の歌百選』の調査・選考を企図するにあたり，「みんなで共通に歌える歌が消えかかっている」ことから，「世代を超えて，みんなで歌を歌うということを復活させる」「みんなで歌える歌を残していく」と述べている（文化庁 2007 p.10）。国民間に「共通」のものや「つながり」を維持・構築していく歌の文化の保持は確かに喫緊の課題なのである（石原 2014）。また，社会的なつながりの「希薄化」に対することについては公的な様々なところで問題視されており（内閣府 2013 p.168 など），文化芸術に関わらず様々な施策が実施されているところである。

また，音楽科教育とは異なる分野であるが，今日の社会ではコミュニケーション力や国際理解・交流能力が強く求められているのは周知の通りである。コミュニケーション教育推進会議（2012）は，21 世紀を「多文化共生社会」と捉えており，「21 世紀を生きる子どもたちは，積極的な『開かれた個』であることが求められる」とした。この「開かれた個」とは，「**地域の伝統，文化についての理解を深める**などして自己を確立しつつ，他者を受容し，多様な価値観を持つ人々と共に思考し，協力・協働しながら課題を解決し，新たな価値を生み出しながら社会に貢献することができる個人である」と説明されている。これに関連してＮＨＫ放送文化研究所（2015a pp.125-126）の調査によれば，「日本に対する愛着が強い人は，外国との交流にも意欲的な人が多く，日本への愛着心は，他国に対する排他的な考え方を強める方向には働いていない」と分析している。第１章で取り上げなかったが，「音楽文化の振興のための学習環境の整備等に関する法律」（平成６年 法律第 107 号）の第１条（目的）では，「音楽文化が…国際相互理解及び国際文化交流の促進に大きく資する…。国際平和に寄与する」とも記されているのである。従って，コミュニケーション教育や多文化共生を目指した国際理解教育を一層推進していく意味においても，自文化の音楽への理解を深めたり，伝承者としての教師の資質を向上させる教育を行うことは非常に重要といえる。「歌い継ぐ」教育に大学が取り組むことは，今日的な多面的必要性から意義の高いことだといえるのである。

このような中，確かに今日の学生の意識や感覚

Akita University

は個別化した文化にある程度適応してしまっている部分が観察されたわけであるが，「つながり」を持ちたいと願う人間の本質的な社会的欲求が失われたわけではないことは前述した通りである。従って，国の政策に大学が協調し努力するという以前に，今日の若者が次代においても日本の社会の構成員として国民間でつながりを保ち，文化的，精神的に有機的に結びついていられる社会を保持し継承させることは今日の大人の使命であり，教育においても差し迫った大きな課題・役割なのだといえる。しかしながら，国家戦略や諸政策と整合性がとれていない措置だとしても，国立大学全体としては今後予算が縮減されていくことが既に決まっており，大学評価がこれまで以上に各大学の存続に関わるものとなってきたことは問題である。

岩田（2011）が危惧しているように，「自らの短中期的『生き残り』という大学側の事情ゆえに，次代の子どもたちの教育環境の整備を疎かにするというのは本末転倒」なことである。表面的な成果として，教員採用試験の合格率を上げるなどの「数値目標」を最優先することだけに腐心すれば，教員採用試験で問われることのない，歌の文化や自文化の伝承に関わる資質面に関する教育などに大学予算や人員は回ってこないであろう。大学の社会的使命を全うするためには，政策や予算に左右されない教育・研究に対する確固たる姿勢が必要であるが，教育工学上，今の日本に必要な教育が立ち行かなくなることが容易に危惧されるわけである。従って，大学設置者や認可権者等は予算配分や認可に関わる判断など，様々な評価の場面に際し，大学の表面的な事象だけに囚われない「本質的な価値」を見出せる基準づくり，これを同時に工夫し配慮していく必要もある。「一体的」な教育改革には，行政側も含めて検討していく必要があるのではないだろうか。

注

1）日本音楽学会等はこの問題を非常に重要視している。現行の学習指導要領改訂前には学会あげての「プロジェクト研究」として取り組んだ（日本音楽教育学会 2005 及び 2006）。また，次回学習指導要領改訂前の現在においても，引き続き「学力」に関する点を重視しており（高須 2015），学会誌では特集も組まれている（日本音楽教育学会 2015）。

2）このときの調査は（石原 2014），「歌い継ぎたい曲」がない場合，「ない」と回答するようにはしていなかったが，無回答は「ない」という意思を示しているものとして解釈した。なぜなら，教員研修会内での業務時間中の調査であったことに加え，その他のアンケート項目についてはほぼ回答されていたからである，つまり，サボタージュによる無回答ではないと捉えることができたのである。なお，この調査では生年が 1990 年以降の教員 38.7％が「無回答」で秋田大学学生と近似値。生年が 1980 年以降の教員は 36.7％。一方，1969 年以前が生年の教員に無回答者はいなかった。なお，九州の一部の地区での調査とはいえ，その地区にとってこれは絶対的な結果といえる。

3）「流行歌」には J ポップ，ロック，ヘビーメタル，ラップ，アニメソング，ボーカロイドソング，洋楽と回答したものを含めた。

4）インターネット等を利用したいずれかの場（SNS や掲示板等）で知り合ったりつながりのある人たちが，リアルの場（オフライン）で集まる親睦会，交流会のことである。オフラインミーティングともいう。筆者がインターネット上を見渡した際，ライヴ後に実際のオフ会が行われた報告をいくつか観察できた。

参照・引用文献

石原慎司（2010）「自文化となった西洋音楽の受容」『音楽表現学のフィールド』日本音楽学会編著　東京：東京堂出版　pp.182-191。

石原慎司（2014）「幼稚園の音楽環境に関する今日的課題―日本の音楽文化伝承に関わる教員の意識から―」『福岡こども短期大学 研究紀要』25　pp.73-79。

今井普（2010）「『軽薄な聴衆』から『ライヴ回帰』へ（特集 10 年代の日本文化のゆくえ―ポストゼロ年代のサバイバル）」『ユリイカ』42（10）　pp.167-175　東京：青土社。

岩田康之（2011）「教員養成カリキュラムモデルの検討」『教員養成カリキュラムモデルと「質保障」体制の構築』（文部科学省先進的大学改革推進委託事業［2009-2010 年度］「課程認定大学における評価団体と連携した教員養成に関するモデルカリキュラムの作成に関する調査研究」最終年度報告書）　坂井俊樹（研究代表者）　東京学芸大学　pp.6-18。

NHK 放送文化研究所（2015a）『現代日本人の意識構造』（第 8 版）　東京：NHK 出版。

Akita University

NHK 放送文化研究所（2015b）「『日本人とテレビ 2015』調査結果の概要について」NHK 放送文化研究所ホームページ内 http://www.nhk.or.jp/bunken/research/index.html）［2015 年 11 月 21 日閲覧］

小川容子（2009）「音楽科における教育内容の縮減と学力低下の様相―諸外国との比較を踏まえた調査研究―」（科学研究費補助金研究助成成果報告書）（課題番号 18330190）。

笠井キミ子・久原広幸（2010）「日本の歌い継がれた歌についての一考察―保育者志望学生への調査をもとに―」『中村学園大学・中村学園大学短期大学部研究紀要』42　pp.15-25。

くらしの友編（2010）『現代葬儀白書』東京：冠婚葬祭互助会。

鈴木渉・伊藤綾（2001）「歌唱共通教材の履修度と周知の状況を調査する―歌い継がれる曲の価値に関する考察―」『山形大学紀要〈教育学〉』15:2　pp.69-90。

高須一（2015）「これからの学校音楽教育が子どもに培うべき学力とは何か―21 世紀型スキルを視点にした創造性の育成」『音楽教育実践ジャーナル』13（1）　東京：日本音楽教育学会　pp.6-17。

團伊玖磨（1997）『日本人と西洋音楽―異文化との出会い』（NHK 人間大学 1997　4 月～ 6 月期）東京：日本放送出版協会。

津田正之（2014）「『共通教材』をめぐる歴史」『音楽教育学』44（2）　pp.49-54。東京：日本音楽教育学会。

内閣府（2013）『子ども・若者白書』（平成 25 年版）東京：印刷通販。

日本音楽教育学会編（2005）『音楽教育学』35（2）　東京：日本音楽教育学会。

日本音楽教育学会編（2006）『音楽教育学』36（2）　東京：日本音楽教育学会。

日本音楽教育学会編（2015）『音楽教育実践ジャーナル』13（1）　東京：日本音楽教育学会。

文化庁編（2007）『親子で歌いつごう 日本の歌百選』東京：東京書籍。

文部科学省（2008）『中学校学習指導要領解説　音楽編』東京：教育芸術社。